

川崎市地域生活支援拠点等機能の届出に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が、安心して生活できるよう地域における支援体制の整備を図ることを目的に、事業者が行う川崎市地域生活支援拠点等としての機能の届出に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定める。

- (1) 「川崎市地域生活支援拠点等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条第4項に規定する地域生活支援拠点等であって、地域における複数の機関が分担して拠点機能を担う面的整備型のものをいう。
- (2) 「事業者」とは、次号に規定する事業所を運営する法人のことをいう。
- (3) 「事業所」とは、別表1に規定するサービスを提供する市内事業所のことをいう。
- (4) 「登録事業所」とは、第4条第5項に規定する登録事業所名簿に登載された事業所をいう。
- (5) 「拠点機能」とは、この要綱に基づく届出を行った事業者が、川崎市地域生活支援拠点等として果たすべき次条に定める機能をいう。

(拠点機能の内容)

第3条 川崎市地域生活支援拠点等は、次の各号に定める拠点機能を担うものとする。

- (1) 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能（「相談」機能）
- (2) 短期入所等事業所に緊急時受入体制を確保した上で、介護者の急病等による緊急時の受入れ、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能（「緊急時の受入・対応」機能）
- (3) 障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（「体験の機会・場の提供」機能）
- (4) 医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能（「専門的人材の確保・養成等」機能）

(届出の手続き)

第4条 事業者は、川崎市地域生活支援拠点等機能の整備に係る届出書兼事前協議書

(様式第1号)(以下「届出書」という。)を、別表2に定める本市担当課に提出するものとする。

- 2 本市担当課は、前項の規定に基づく届出書の提出を受けたときは、記載内容を精査し、事業者に対して必要な助言・提案を行うものとする。
- 3 本市担当課は、届出書に記載の内容が第3条に規定する拠点機能の内容を満たすものであると認めるときは、登録事業所名簿にその旨を登載するものとする。
- 4 事業者は、第3項に規定する登録事業所名簿に登載されたときは、届出書に係る事業所の運営規程に拠点機能を担う旨を規定したうえで、これを本市担当課に速やかに届け出なければならない。
- 5 本市担当課は、第4項の届出を受けた後、登録事業所名簿を市ホームページにて周知を行うこととする。

(加算の手続き)

第5条 事業者は、川崎市地域生活支援拠点等に関する加算を算定する場合は、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書、または障害児(通所・入所)給付費算定に係る体制等に関する届出書を健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課に提出するものとする。なお、加算を算定する場合、事業者は、川崎市地域生活支援拠点等の趣旨及び担う役割を十分に理解したうえで、適切に対応しなければならない。

(変更の届出)

第6条 事業者は、第4条により届出を行った内容に変更が生じたときは、様式第1号をもって速やかに本市担当課に届け出なければならない。

- 2 本市担当課は前項に規定する届出があった場合は、第4条第2項、第3項、及び第5項の運用を準用することとする。

(廃止等の届出)

第7条 事業者は、第4条により届出を行った登録事業所を廃止、又は休止し若しくは再開するときは、様式第1号をもって事前に本市担当課に届け出なければならない。

- 2 本市担当課は前項に規定する再開の届出があった場合は、第4条第2項、第3項、及び第5項の運用を準用することとする。

(登録事業所の責務)

第8条 登録事業所は、障害者等及び介護者等の意思及び人格を尊重し、権利擁護に留意するとともに、その立場に立った支援に努めなければならない。

- 2 登録事業所の職員、及び職員であった者は、職務上知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。
- 3 登録事業所は、本事業の趣旨及び役割を理解し、本市、他事業者、医療・福祉サービス提供者等との連携に努め、関係する会議等に積極的に参画しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局長が定める。

附則

この要綱は、令和8年3月23日から施行する。

別表1（第2条第3号関係）

法名	根拠条文	事業者の種類
障害者総合支援法	第29条第1項	指定障害福祉サービス事業者
		指定障害者支援施設
	第51条の14第1項	指定一般相談支援事業者
	第51条の17第1項第1号	指定特定相談支援事業者
児童福祉法(昭和22年法律第164号)	第21条の5の3第1項	指定障害児通所支援事業者
	第24条の2第1項	指定障害児入所施設
	第24条の26第1項第1号	指定障害児相談支援事業者
川崎市障害児・者移動支援事業実施要綱	第2条	指定事業者
川崎市障害児者日中一時支援(日中短期入所)事業実施要綱	第3条	事業者
川崎市日中一時支援(障害児・者一時預かり)事業実施要綱	第2条	指定事業者
障害者総合支援法	第77条第9号	実施主体

その他	市長が認めるもの
-----	----------

別表2（第4条第1項関係）

拠点機能	本市担当課
相談	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
緊急時の受入・対応	健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課
体験の機会・場の提供	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
専門的人材の確保・養成等	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課

【地域生活支援拠点等が担うべき機能】

- (1) 相談
緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受け入れ・対応
短期入所等事業所に緊急時受入体制を確保した上で、介護者の急病等による緊急時の受け入れ、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場
障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保・養成等
医療的ケアが必要な者、強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等への専門的な支援に対応できる体制の確保、専門的人材の養成、その他地域の実情に応じた創意工夫による付加的な機能をいう。